

令和3年3月22日

会 員 各 位

(一社)兵庫県宅地建物取引業協会 芦屋・西宮支部
支 部 長 本 田 寿 久

令和3年度支部運営協力費請求にかかる 従業者名簿の確認について

拝啓 春暖の候 皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、支部運営にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年度支部運営協力費の請求にあたり、従業者数を確認させていただく時期となりましたので、本書をもってご案内申し上げます。

従業者名簿にご変更がある場合には、必ず支部までご提出いただきますようお願いいたします。期日までに送付がない場合には変更がないものとみなし、最終届出いただいている従業者名簿に基づいたご請求となりますので、あらかじめご了承ください。

兵庫宅建会費の上期請求とともに振替・請求させていただきますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

敬 具

従業者名簿提出期日:令和3年4月12日(月)

請求対象	4月1日現在従業者名簿に代表者以外の登録従業者がある場合 (代表者を含め2名以上の場合)
金 額	1,000円×12カ月=12,000円
方 法	口座振替の場合:5月下旬案内ハガキ送付 振替手続未了 :5月下旬請求書送付

なお、兵庫宅建会費につきましては、上期・下期の年2回納付に変更はありません。

(参考)

【宅建業法第48条第3項】

宅地建物取引業者は、国土交通省令で定めるところにより、その事務所ごとに、従業者名簿を備え、従業者の氏名、第一項の証明書の番号その他国土交通省令で定める事項を記載しなければならない。

様式第八号の二では、記載事項に変更があった場合には2週間以内に記載することとなり、支部にもその写しの届出をお願いしております。

従業者名簿の様式は、兵庫宅建会員ページ <http://www.htk.or.jp/member/>

(ID:hyoutaku PW:4018) からダウンロードが可能です。

<連絡先>

〒662-0917 西宮市与古道町 1-10

(一社)兵庫県宅地建物取引業協会 芦屋・西宮支部

TEL:0798-36-2365 FAX:0798-36-5959

E-Mail:member@htn.jp